

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律に係る本市の状況について

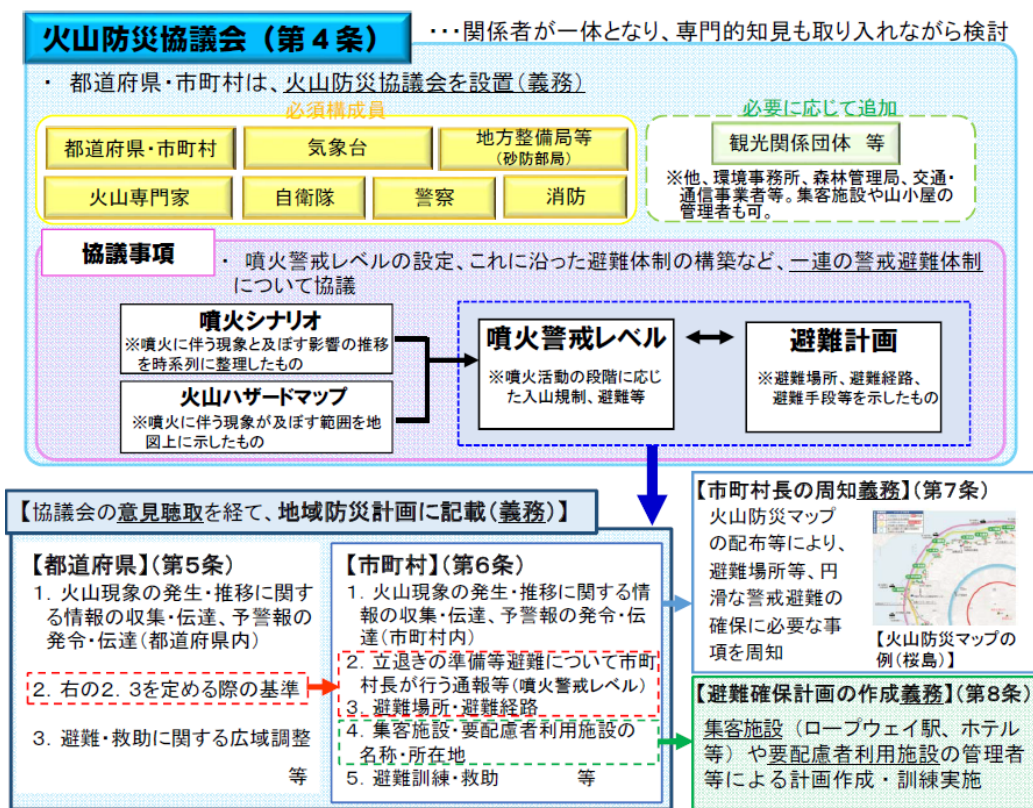
<改正の経緯>

国においては、平成26年の御嶽山の噴火の教訓や火山防災対策の特殊性等を踏まえ、活動火山対策の強化を図るため、火山地域の関係者が一体となった警戒避難体制の整備等所要の措置を講ずることとし、活動火山対策特別措置法の一部を改正（平成27年12月10日施行）し、火山対策の推進を図っているところである。

<法律の概要>

火山対策の推進に当たり、警戒避難体制の整備を特に推進すべき地域として、常時観測火山周辺地域を「火山災害警戒地域」に国が指定することとしている。

当該地域に指定された場合、都道府県・市町村は、气象台や火山の専門家などで構成される火山防災協議会を設置することとなり、同協議会において、噴火警戒レベルの設定や避難体制の構築など、一連の警戒避難体制について協議を進めていくこととなる。



※内閣府資料より一部抜粋

<八甲田山の現状と今後の流れ>

現在、国においては、八甲田山について常時観測対象の火山として追加し、監視体制を強化することとして検討が進められているところであり、観測に係る環境が整い次第、常時観測火山として指定される見込みである。

今後、本市においては、国からの火山災害警戒地域の指定を受け、火山防災協議会の構成市町村として、避難体制などの警戒避難に係る協議を進めていくこととなる見込みである。

火山対策に関しては、火山防災協議会における意見等を踏まえ、本市地域防災計画へも反映することとなることから、本市防災会議とも連携しながら、今後とも防災体制の強化に努めてまいります。